

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき別海町防災会議が作成する計画であり、別海町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。計画の主な内容は以下の通りである。

- 1 別海町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、別海町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務、又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。
- 2 防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画、要配慮者、LGBTQ等の性的マイノリティー者及び宗教的ニーズに対する合理的配慮、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3節 用語例

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
日本海溝特措法	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
日本海溝特措法施行令	日本海溝特措法第6条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）
町防災会議	別海町防災会議
本部（長）	別海町災害対策本部（長）
町防災計画	別海町地域防災計画
防災関係機関	別海町防災会議条例（昭和37年別海町条例第25号）第3条に定める委員の属する機関
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、出来ることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減をはかるようにすることをいう。 内閣府（防災担当）「減災のてびき（改訂版）」12頁より引用 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/tebiki.html
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	町長、中標津警察署長及びその他の防災関係機関の長をいう。
避難対象地区	過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区をいう。

上記の表は、次の頁に続く。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 根拠 災害対策基本法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
低体温症要対処者	寒冷時に高台や避難経路が寸断された場所など屋内への2次避難が困難な場所へ避難した場合、長時間、寒冷状況にさらされることで低体温症により死亡するリスクが高まる者をいう。 北海道「日本海溝・千島海溝沿いの大地震の被害想定について」 （令和4年7月28日）7頁より引用 https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html
モーメント マグニチュード （Mw）	震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められるマグニチュードのこと。地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも広く用いられている。一方、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報や地震情報等には、地震波の最大振幅から求められる「気象庁マグニチュード（Mj）」が用いられている。 例として、モーメントマグニチュード8の場合、「Mw8」と記す。 内閣府（防災担当）「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」 （令和4年11月8日）2頁より引用 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html

第4節 計画の修正事項

町防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に定めるところにより毎年計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容はおおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に錯誤のあるとき
- 2 社会経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策の実施によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正（改正）が行われたとき
- 6 その他別海町防災会議会長が必要と認めたとき
- 7 各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
釧路開発建設部 中標津道路事務所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること 2 国道の改築及び維持管理、並びに災害復旧に関すること
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	1 所轄国有林につき保安林の配置適正化と施策の合理化に関すること 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること 3 林野火災の予防対策を立て、その未然防止に関すること 4 災害時において、町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
根室海上保安部	1 気象予報警報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること 2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること 3 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること 4 海上における人命の救助に関すること 5 海上における船舶交通の安全の確保に関すること 6 災害時において被災者、救助物資、人員等の海上輸送に関すること

上記の表は、次の頁に続く。

機関名	事務又は業務
釧路地方気象台	1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること 5 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと 7 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること

2 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第27普通科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること 2 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること 3 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関すること

3 北海道

機関名	事務又は業務
根室振興局	1 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること 2 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること 4 自衛隊の災害派遣要請を行うこと 5 救助法の適用及び実施に関すること 6 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること
釧路建設管理部 中標津出張所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること 2 道道、所轄河川の維持災害復旧に関すること 3 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び災害復旧に関すること 4 漁港における災害復旧に関すること
根室振興局 保健環境部 中標津地域保健室 (中標津保健所)	1 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること 2 災害時における医療救護活動に関すること 3 災害時における防疫活動に関すること 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること 5 医療防疫薬剤の確保及び供給に関すること 6 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること
根室家畜保健衛生所	1 災害時における家畜の応急治療、被災地の防疫指導並びに伝染病予防に関すること 2 被災地の衛生材料の需要に関すること
中標津警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること 2 災害情報の収集に関すること 3 災害警備本部の設置運用に関すること 4 被災地、避難所等、危険箇所等の警戒に関すること 5 犯罪の予防、取り締まり等に関すること 6 危険物に対する保安対策に関すること 7 広報活動に関すること 8 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること
根室教育局	1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

4 別海町

機関名	事務又は業務
別海町	1 別海町防災会議の事務に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること 3 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図ること 4 防災上必要な訓練を実施すること 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること 6 防災思想の普及を図ること 7 本部の設置及び組織運営に関すること 8 災害に関する被害の調査、情報の収集及び報告に関すること
別海町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと 2 文教施設及び文化財の保全対策の実施を行うこと 3 文教施設の被害調査及び報告を行うこと
根室北部消防事務組合 別海消防署・消防団	1 災害時における消防活動及び水防活動に関すること 2 火災警報等の住民への周知に関すること 3 住民の避難誘導と人命救助に関すること 4 災害時における病人、負傷者、急患の搬送に関すること 5 被災地の警戒体制に関すること

5 指定公共機関

機関名	事務又は業務
東日本電信電話株式会社北海道支店 (委任機関- 株式会社NTT東日本 北海道東支店 釧路営業支店)	1 気象官署からの警報を町に伝達に関すること 2 非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店 中標津ネットワークセンター	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること
日本赤十字社 別海町分区	1 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと 2 災害義援金品の受領、配分及び募集に関すること 3 救援物資の供給に関すること
別海町内各郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること 2 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取り扱いに関すること 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること 4 災害ボランティア口座の取り扱いに関すること

6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
社団法人 根室市外三郡医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助活動に協力すること
一般社団法人 釧路歯科医師会	1 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力すること

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策に協力すること 2 被害組合員に対する融資の斡旋に関すること 3 共同利用施設の応急対策及び復旧対策に関すること 4 共済金の支払いの手続きに関すること
商工会	1 災害時における物価の安定及び救援用物資、復旧資材の確保に協力すること 2 被害商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること
一般運送業者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送に関すること
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること
避難所の管理者	1 避難所の適切な管理、運営及び応急対策の実施に協力すること

第6節 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識を習得し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするには、行政機関をはじめとして各防災機関の防災対策のみでなく、住民の一人ひとりが自分の身体、自分の財産は先ず自分で守るということを意識し、行動することが最も必要なことであり、災害時において冷静沈着かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民が自発的な防災活動を行い、住民と防災関係機関とが一体となることにより、より効果的な防災応急対策を推進することができるものと考えられるところである。

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

災害対策基本法第7条においても住民等の責務が明確に「基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない」と示されており、本町においても、災害時には、住民等は火気の使用、自動車通行等の自粛、消火の準備、その他災害の発生の防止、又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、避難の準備、災害時要援護者の保護等）をとるとともに、町及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力し、一般家庭においては、平素から一人一日3ℓの飲料水と生活必需品を最低3日程度の備蓄する等の自助の措置をとり、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働き避難行動そのものを妨げてしまうという自覚をもって、防災訓練への積極的な参加など、災害に備えるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要援護者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成及び自主防災組織または町内会等による備蓄や訓練の実施

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第7節 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第8節 別海町の自然的条件

1 位置及び面積

別海町は北海道の東部にて、北緯 43 度 12 分～43 度 36 分、東経 145 度 23 分～144 度 38 分で根室振興局管内の中部に位置し、北は標津町、中標津町、南は根室市、浜中町、西は標茶町、厚岸町と境し、東はオホーツク海に面し、その面積は、1,320 平方㌥の広大な地域を有している。

2 地形

地形は山岳なく平坦で西から南東に向かって緩傾斜の一大平原で地質は摩周系火山土で被われており、一部低湿地帯に泥炭土とわずかに河川流域に沖積土が散在している。

3 気候

別海町は、比較的海洋の影響を受ける東方沿岸部と、概ね内陸の様相を示す、内陸部に大別することができる。しかしこの差異はそれほどない。

気象庁の別海地域気象観測所の平年値※では、年平均気温は 5.7℃、年降雨量は 1148.0mm で、冬期間の最深積雪は 57cm（2 月）で、これまでの極値は 111 cm（2015 年 3 月 4 日）である。風向きは冬から春に北西風が吹き、晴天が多い。夏は南西風で降雨が少なく、濃霧雲天の日が続く。秋は南東風で晴天が多く、初冬は北風が吹くのが特徴であり、積雪は少ないので土壌の凍結は 30～50 cm に及び一般的には厳しい自然条件下に置かれている。

※ 平年値の統計期間は気温と降水量は 1981～2020 年、最深積雪は 1988～2020 年である。

第9節 災害の概要

別海町における過去の災害発生は、暴風、暴風雪（低気圧、台風等）に伴う高波及び高潮による被害が最も多く以下、大雨、地震、津波等が主なものである。

根室地方で夏の間になづく台風や台風から変わった低気圧は、特に雨に注意が必要であり、秋には北日本で衰弱せず風雨ともに強いものがあり、根室地方で最悪のコースは、道東を北東に進む場合で、暴風や高潮の加わった大時化による沿岸被害である。

（町防災計画資料編「別海町の過去の災害状況」に資料記載）